○近畿地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十四―二十五号阪急遊歩道三号線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成四十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府摂津市千里丘東三丁目及び四丁目地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市大山字長瀬三五二番から同市廿木字谷津原二番一まで	前	一〇・六〇～二五・〇〇メートル	○・○三四キロメートル
	後	一〇・六〇～三九・二〇メートル	○・○三四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岩国市大山字長瀬三五二番から同市廿木字谷津原二番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

供用開始の期日　平成三十年二月二十八日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号及び百八十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市田原字堂床一八一番一地内	前	一六・〇〇～三一・〇〇メートル	○・○四八キロメートル
	後	一六・〇〇～三七・〇〇メートル	○・○四八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び百八十七号	岩国市田原字堂床一八一番一地内	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十八日

○四国地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字丸松二一六六番一から同町佐賀字記念地二二四〇番一まで	前	A　九・五〇～七二・五〇メートル	七・六一四キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D　一二・二〇～二八三・四〇	六・二八五	
	後	A　九・五〇～七二・五〇	七・五九五	
		B・C・D　一二・二〇～二八三・四〇	六・二八五	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美馬市穴吹町三島字三谷三四一番一から同市穴吹町三島字三谷三三三番四地先まで	前	九・四五～三一・六五メートル	○・一四三キロメートル
	後	一一・一二～三四・五〇	○・一四三

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号